

ウケンソン
宇検村活性化計画(変更)

鹿児島県 ウケンソン
宇検村

(平成19年11月)
平成21年 1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	宇検村活性化計画	地区名(※1)	湯湾・芦椏	計画期間(※2)	平成19年度～平成23年度
都道府県名	鹿児島県	市町村名	宇検村		

目標:(※3)

情報開示を徹底した安心・安全な地域農産物のブランド化と都市住民との交流の促進による地域活性化。具体的な数値目標として地域再生計画(地域雇用創造計画)に基づき雇用機会の創出を図りながら地域農産物の販売量を73.82%増加、交流人口の拡大として地域への入り込み客数、1万人を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

本地域は、鹿児島市から南へ380kmにある奄美大島本島の南西部に位置する中山間地域である。地域は、森林が9割を占め農地が少なく、土地利用型農業が困難な地域である。このような条件によって農家の平均経営面積は45aと零細で、亜熱帯気候を活かした果樹(たんかん、パッションフルーツ)と、さとうきび、かぼちゃ(抑制・早熟)を主体とした経営が行われている。また、近年マンゴー栽培に取り組む生産者が見られ、生産組織を設立し研修会等の開催や共同育苗を行い、早期成園化に向けた取組が見られる。
また、平成20年度に地域再生計画を策定し、関係機関や各種団体と地域の活性化に向けた協議を重ね、新規就業機会の創出の中でも特に農業関連産業においての人材育成を進めており、農業及び交流にかかる新たな雇用の発生を21名見込んでいる。

現状と課題

本村の主要な産物のうち、たんかん、さとうきび、パッションフルーツは、基盤整備後の計画的な植栽によって順調に推移してきたが、度重なる台風災害や生産者の高齢化、後継者不足によって鈍化傾向にある。その様な中、連作(抑制、早熟)ができ、他品目との複合化が容易なかぼちゃと、異業種参入や後継者の確保の兆しが見られるマンゴーが、この数年間増加傾向にあり、本村農業の活性化に向け明るい材料となっている。
マンゴーにおいては、ここ数年、苗木の確保が困難なため、規模拡大がスムーズに行えず、高い需要に答えられなかった。また、沖縄県を除く主産地の暖房費が10㎡あたり120万円程かかる中で、温暖な気象条件を活かし無加温栽培ができ、他産地との出荷時期の競合が少ないことをメリットとして捉え、栽培意欲が高まっている。しかし、年間の台風接近及び上陸数が平均3.8個である本地域の収穫期が7月下旬～9月上旬までであることを考慮すると低コストかつ、高い強度を備えた施設の導入が収益性の安定と、今後の振興に係る最大の課題となっている。
マンゴーの栽培は、一部の農家において平成15年頃から取り組まれていたが、栽培技術の平準化がなされず、兼業等による零細な経営面積で既存の簡易な施設を利用していたため十分な着果が確保できず、台風による落果や施設の破損による減収が見られた。生産された果実の中には品質の高いものも見られ、需要も高まったことから生産者間で協議を重ね、平成18年に生産者組織を設立した。平成19年から地域ブランドを確立するために村の重点品目にマンゴーを位置づけ、栽培技術の高位平準化のため講習会の定例化を図り、防除作業や施設の管理、種苗確保のため共同育苗に取り組んでおり、情報や経験を共有することで、地域の特性を活かすことができる新規作物の導入とその安定生産に向けた活動を行っている。
経営においては、村内販売量の8割を1名の認定農家と村内在住者であるが生産基盤を隣接町に置く、農家1名が占め、他農家は経営栽培には至っていない。前述の認定農業者においても本年度で農地賃貸借契約が切れ、契約の継続が困難なため計画区域内に新たな農地を検討しており、成木移植による早期成園化や慢性的な苗木不足を解消するため共同の育苗管理など、経営規模の大小に囚われず、経営・生産の確立に向けて組織全体で取り組む。
また、離島という地理上のハンデから、たんかんや車エビなど十分な生産量・収穫量がありながら、新鮮な状態で市場に提供できない地域産物がある。特に、特産果樹であるたんかんにおいては、本地域で100t程の生産があるものの、出荷期の競合や群島全体での流通体制の未整備も相まって、価格の低下を

今後の展開方向等(※4)

近年、「自然派志向のゆとりある生活」を求める利用者及び観光客が増加傾向にある中で、18年度の田舎暮らし体験交流センターの建設によって宿泊施設等が整備されたことにより、各種学校のスポーツ合宿や地元企業によるインターンシップ、関東圏を対象とした児童の体験学習イベント、田舎暮らし体験交流ツアー等が実施され、都市農村交流人口の増加に寄与している。本村ではこの状況を活かし、更なる交流人口の増加と地域農産物を有効に活用した地域活性化を目指す。
具体的には、都市住民を対象とした「宇検村まるごとオーナー制度」を積極的に推進し、地域産物と宿泊施設を活用し、本村ならではの魅力を積極的にPRすることで交流人口の増加を図り、地域の活性化を目指す。また、安定した生産活動と規模拡大を確保するため共同育苗ハウスと営農ハウスの整備をし、経営の安定を図る。なお、活性化計画終了年度の翌年にはマンゴーとカボチャで加工品を開発し、地域農産物の販売量の878.95%の増加、及び入り込み客数1万人の目標達成を検証すると共に、交流人口の増加を図るため、マンゴー収穫体験等の魅力ある体験メニューの検討を実施する。
また、農林水産物処理加工施設の整備によって、旬の時期に生産・収穫した地域産物を市場価格の高い時期に供給し、価格の下落と廃棄を回避させながら、都市農村交流活動における食材提供の機会を作り出すとともに、鮮度維持が困難なため、販売へ繋がらなかった他の農林水産物についても積極的に商品化を図り、販売量・販売額を増加させ、農業所得の向上による定住の向上を図り、就農人口の安定化とともに、人口流出の防止に繋ぎ、地域活性化を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
宇検村	湯湾・芦検	生産機械施設(農業経営改善安定機械施設)	うけんマンゴー生産組合	有	イ	
宇検村	湯湾	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	宇検村	有	イ	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
宇検村	宇検村全域	かごしまグリーン・ツーリズム推進事業	宇検村	計画期間:平成18年度~平成19年度

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

湯湾・芦検地区	区域面積(※2)	10,307ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積10,307haのうち農林漁業面積は9,519ha(農地126ha、山林9,393)で92%を占め農家人口は8%、農業就業率13%であり、就業別人口でも約26.2%(就業者数857人のうち農林業128人、漁業97人)が農林漁業従事者である。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(H12—H17で9%減少)、農林漁業者の高齢化傾向からみて、活性化のためには、交流をすすめることは、必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 市街地を形成する区域は含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別業にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

宇検村担い手育成総合支援協議会(構成員:宇検村、農業委員会、JA奄美、大島支庁農政普及課、認定農業者連絡協議会)と宇検村雇用創造促進協議会(構成員:宇検村、商工会、JAあまみ、宇検村漁業協、宇検村建設業会、村女性団体、シマ時間体験センター、有識者等)をもって活性化計画の目標達成進捗状況の検討と評価を行う。

目標達成の検証手法として、地域産物の販売量の増加については、各種公的な統計データを基準とし、交流人口の把握についても毎年県に報告される県観光統計調査と体験交流施設等への入り込み数を、検証の数値とする。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。